

うるま市企業版ふるさと納税に係る 業務委託実施要領

1 応募の趣旨

第2次うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進のため、企業版ふるさと納税の寄附に係るPRについて成功報酬型外部委託を実施し、効果的に寄附を受け入れることを目的とする

2 委託業務

- (1) 業務名：令和4年度 うるま市企業版ふるさと納税業務委託
- (2) 業務内容：別紙「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間：契約の日から令和5年3月31日まで
- (4) 成功報酬額：提案を踏まえ、市場価格を考慮し双方調整の上、割合を設定する

3 参加資格

この業務を受託しようとする者は、次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たしていること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当しないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと
- (4) うるま市から指名停止を受けている期間中でないこと
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること
- (6) 本業務を遂行するにあたり、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること

4 応募に関する事項

- (1) 実施要領の配布

期間：随時募集。

※市ホームページから入手すること

- (2) 参加表明手続き

本審査への参加にあたっては、下記のとおり参加表明手続きを行い、参加の意思表示を行うこと。

- ① 提出書類（各1部）

ア 参加表明書（様式1）

- イ 業務履行実績調書（様式2）
 - ウ 商業登記簿謄本（全部事項証明書）
 - エ 国税及び地方税に滞納がないことを証明する証明書（3ヵ月以内のもの）
- ② 提出場所：「10 担当部局」に同じ
- ③ 提出方法：持参または郵送。郵送の場合は書留郵便で送付すること。持参の場合は市役所開庁日において、午前9時から午後5時の間に行うこと。

(3) 企画提案書の提出

① 提出書類

下記ア～エまでの書類をまとめたものを6部（正1部、副5部）提出。様式については任意。規格はA4判で作成すること

ア 企画提案書

イ 見積書

※成功報酬割合、積算根拠、内訳が分かるように記載。なお、契約候補者に選定された場合、当該見積額が、契約額を確約するものではない

ウ 業務工程表

エ 会社概要

※従業員数・売上高・資本金等についての数値は直近のものを記載し、また、本委託業務を実際に担当する組織、担当者の位置づけを明確にすること。

② 提出期限：参加表明手続きと同時とする

5 審査に関する事項

(1) 書類審査

企画提案書に基づき総合的に審査する。

① 実施日：随時予定

(2) 審査における評価事項

評価項目は次のとおりとする

評価項目		評価事項
理解度	業務目的の理解度	業務の目的及び仕様書の要件、本制度等について十分に理解し、明確かつ妥当な目標を設定しているか。
業務実施体制	人員配置	業務遂行のための適切な体制となっているか。
	業務実績	提案者及び配置予定者が、本業務について、豊富な経験や実績を有しているか。
工程	工程の妥当性	業務遂行のための工程の妥当性が確保されているか。
事業費	見積書の妥当性	成功報酬割合や積算根拠の妥当性が確保されているか。

評 価 項 目		評 価 事 項
業務実施 内容	企画提案内容	企業版ふるさと納税の効果的なPRについて提案が されているか。
		本業務の実施にあたり必要な業務について、独自の 提案がされているか。

(4) 受託候補者の選定

企画政策課において、審査し基準点を上回る場合、受託候補者として特定する

(5) 審査結果の通知

審査結果は対象者全員へ個別に文書（郵送）で通知する

※提出から概ね 14 日以内予定

6 契約事項

(1) 契約は随意契約とする

(2) 契約及び手続きは、うるま市契約規則によるものとする

7 失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる

(1) 本要領の参加資格に掲げる要件を満たさない場合

(2) 参加意向申出書の提出後、契約締結までの期間に本要領の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合

(3) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合

(4) 他の参加者の応募を妨害した場合

(5) 本要領に違反した場合

(6) 公正を欠いた行為があったとして市が認定した場合

8 その他

(1) 企画提案書の作成、提出に関する費用は、参加者の負担とする

(2) 企画提案書は 1 者につき 1 案とする

(3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止の措置を行うことがある

(4) 提出された書類については返却しない

(5) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない

(6) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、うるま市が本業務に関する報告、公表などのために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用する
こととする

(7) この募集は、業務遂行力のある事業者を選定するものであるため、事業者選定後、双方協議のうえ、業務の詳細について仕様書を定める

- (8) 審査結果については提案者すべてに連絡する
- (9) 審査内容及び審査経過については、公開しないものとする
- (10) 審査結果に対する問い合わせ及び異議申し立ては一切受付けない
- (11) 本契約の支払いについては、年度末（3月末）清算払いを基本とする。

9 受託者特定までのスケジュール

実施スケジュールは、次のとおり予定しています。

実施内容	実施期間または期日
実施要領の配布	随時募集
参加表明及び企画提案書の提出	随時提出
審査	随時開催 ※後日通知
審査結果通知	審査の日から 14 日以内に通知する。
契約締結	審査結果通知後適宜契約締結

※日付は予定のため、変更の可能性あり。

10 担当部局

うるま市役所企画部企画政策課地域振興係

〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号

【電話】 098-973-5005（直通） 【FAX】 098-979-7340

【電子メール】 kikaku-ka@city.uruma.lg.jp

【担当者】 盛根、新垣